

犯罪加害者への受容阻害に関する心理的要因による検討

主指導教授 桐生 正幸先生

社会学研究科 社会心理学専攻 博士前期課程 2年

小林 彩乃

平成30年版犯罪白書(2018)によれば、近年犯罪件数自体は減少しているにも関わらず、再犯者率は上昇傾向にあることが示されている。犯罪件数や再犯件数の背景要因として、人口の減少が考えられるが、再犯者率は増加していることから、変わらず再犯を行ってしまう者は一定数存在していることを示しており、十分に刑罰が機能していないと考えられる。このような状況を受け、平成28年、国家の政策として、「再犯の防止等の推進に関する法律」である再犯防止推進法が公布・施行された(法務省 HP, 2020)。また、東京都も都の政策として、犯罪を行ってしまった者が再び社会に復帰し、安心安全な暮らしを実現することを目的とした「東京都再犯防止推進計画」を策定した(東京都, 2019)。国家や東京都が注目していることもあり、我が国における再犯問題は社会において重要な問題であると言える。そのような再犯問題を生じさせている要因として、①犯罪加害者自身の問題、②司法や福祉の連携不足等の国家制度における問題、③住居や職業の問題が考えられる。これらの要因の内、③住居や職業の問題には、犯罪加害者自身の問題も含まれているが、出所後の問題として社会の持つ偏見が指摘されており(水野, 2016; 宿屋・五十嵐, 2017)、受け入れる側である社会においても問題があると言える。これまでの先行研究から、受け手である社会が、犯罪加害者の受容を阻害する要因として、例えば、スティグマの影響(高橋, 2016)や個人の特性である公正世界信念(村山・三浦, 2015; 白井・黒沢)や権威主義傾向(白井, 2009)等の影響が考えられる。これらのように、犯罪加害者の受容を阻害する要因として様々な要因が考えられるが、スティグマや公正世界信念、権威主義傾向等の個人特性の研究は、これまで量刑判断や犯罪加害者の家族に対する偏見等の文脈で語られており、社会復帰や再犯防止に焦点が当てられていない。また、スティグマや公正世界信念等の個人特性は犯罪加害者の受容を困難とする要因として考えられるものの、スティグマや個人特性を変容させ、犯罪加害者を受容していくよう介入していくことは困難である。今後、犯罪加害者の受容を促し再犯問題に関して、社会の持つ問題を解決していくためには、犯罪加害者の受容阻害要因の中でも介入することが可能な要因に着目する必要がある。ステレオタイプや偏見、差別の研究では、対象に関する情報や接触経験があることでステレオタイプが変容する可能性があること(上瀬, 2017; 上瀬・高橋・矢野, 2017)、認知的要素を含むステレオタイプや感情要素を含む偏見が行動要素を含む差別に対して関連していること(北村・唐沢, 2018)が示されている。これらのことを踏まえると、犯罪加害者に対するイメージといった認知的要素や感情は犯罪加害者の社会復帰を妨げる差別的態度に関連し、介入することが可能な要因であり、犯罪加害者に対する差別的な態度を変容する可能性が高い要因であると言える。そのため本研究では、受け手である社会が持つ犯罪加害者の受容を阻害する要因の中でも、介入することが可能な要因として、ステレオタイプ化された犯罪加害者に対するイメージや感情の2つの要因に焦点を当てる。犯罪加害者に対するイメージや感情に関して先行研究では、犯罪加害者に対するイメージが拒絶といった態度の背景要因として影響を及ぼしている可能性があること(掛川, 2018; 都島, 2017)や犯罪や犯罪加害者に対する態度と不安(Costelloe, Chiricos & Gertz, 2009; 笹竹, 2008)や嫌悪(笹原・高橋, 2015)、怒り(向井・松木, 2020)、共感(増永・川畑, 2009; 谷口・池上, 2018)

といった感情に関連があることが示されている。加えて、認知要素として考えられるイメージと感情には関連があり、認知反応の変化に応じて感情反応も変化するが示されており (Gawronski & Bodenhausen, 2006)、感情は態度との関連があることが示されている (向井・松木, 2020; 笹原・高橋, 2015)。これらのことから、認知要素として考えられる犯罪加害者のイメージが犯罪加害者に対する感情に影響し、それらの感情が犯罪加害者に対する態度に影響を及ぼしていると考えられる。そこで、本論文では、犯罪加害者の受容を阻害する要因について、犯罪加害者に対するイメージと感情に焦点を当て、心理学的側面から検討を行うことを目的とする。

まず、犯罪加害者に対してどのようなイメージが抱かれているのかについて明らかにするために予備調査を行った。その際、罪種によってイメージ内容が異なること (岡田・安藤, 1994) や、同じカテゴリーであっても想起される内容によって反応に違いが生じること (Cassandra & Kipling, 2004) が指摘されていることを踏まえ、罪種における具体的な行為 (窃盗であれば、万引きや空き巣) を用いた。その結果、財産犯では「金銭問題を抱えている」、身体犯では「感情や不満等のコントロールが困難」といったように、罪種が異なっていたとしても被害対象の違いで、共通したイメージ内容が持たれる傾向にあることが示された。また、同じ身体犯であったとしても、性的な行為を目的としたものでは、「不満が蓄積されている」といった状況を指すイメージに加え、「欲求を満たす」といった自己の欲求に関するイメージが含まれており、性的な行為を目的としていないものとしているものとして、イメージが異なる傾向にあることが示された。

次に、本調査では、罪種によってイメージが異なるように、認知的要素として考えられるイメージと関連がある感情においても、差が生じるのかについて検討を行うことを目的とした調査を行った。また、今後、犯罪加害者に対する態度の影響についても検討を行うことを考慮し、態度に関する項目も含んだ。その際、予備調査の結果を踏まえ、財産犯として窃盗、身体犯として殺人、強制わいせつを用いた参加者内計画とした。今回の調査では、感情として、怒り感情、共感感情、嫌悪感情、不安感情を使用し、犯罪加害者に対する拒否的態度として、肥田・石川 (2018)、上瀬 (2017)、武藤・釘原 (2018) 等を参考にし、オリジナルの質問項目を作成し調査を行った。その結果、例えば、怒り感情では、窃盗群と強制わいせつ群との間に有意な得点差が見られ、また、共感感情では、殺人群と窃盗群、強制わいせつ群との間に有意な得点差が見られ、罪種によって抱かれる一部の感情価に差が生じることが示された。そして、感情と犯罪加害者に対する拒否的態度との間に関連があることが示され、中でも嫌悪感情は罪種を問わず拒否的態度との関連があることが示された。

以上から、犯罪加害者に対して抱かれるイメージは被害対象の違いによって、共通したイメージが持たれる傾向にあり、イメージと関連があると考えられる感情においても罪種が異なることにより、感情得点に差が生じることが示された。また、感情と犯罪加害者に対する態度との間に関連があることが示された。そのため、犯罪加害者の受容を阻害する要因として犯罪加害者に対するイメージと感情が存在していることが明らかとなった。今回、犯罪加害者の受容が阻害される要因について示されたが、今後はこれらの要因に焦点を当て、人々の態度や評価の変容に対して研究を行っていくことで、再犯問題における社会の持つ問題解決に貢献していくことが可能になると考えられる。しかしながら、イメージと感情との直接的な関連や態度項目の妥当性などの課題が残されている。そのため、今回の調査で得られた課題を解決し、再犯問題を解決していくためにも、今回の調査を通して得られた知見を参考にし、今後も継続的に検討を行っていく必要があると考えられる。